

新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年十二月中央区条例第二十五号）

新	旧
<p>（失業者の退職手当） 第十三条 （略）</p> <p>2 から7まで （略）</p> <p>8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一 区長が雇用保険法の規定の例により指示した雇用保険法第三十六条に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第四項に規定する技能習得手当の額に相当する金額</p> <p>二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五号において同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方と別居して寄宿する者 雇用保険法第三十六条第四項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p> <p>三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後に、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第三十七条第三項に規定する傷病手当の日額に相</p>	<p>（失業者の退職手当） 第十三条 （略）</p> <p>2 から7まで （略）</p> <p>8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一 区長が雇用保険法の規定の例により指示した雇用保険法第三十六条に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第四項に規定する技能習得手当の額に相当する金額</p> <p>二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五号において同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方と別居して寄宿する者 雇用保険法第三十六条第四項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p> <p>三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後に、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第三十七条第三項に規定する傷病手当の日額に相</p>

新	旧
<p>当する金額</p> <p>四 安定した職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の三第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>五 公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナースhip関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</p> <p>9 から11まで (略)</p> <p>12 第八項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第八項の規定の適用については、雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p>	<p>当する金額</p> <p>四 職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の三第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>五 公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナースhip関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</p> <p>9 から11まで (略)</p> <p>12 第八項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第八項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</p> <p>一 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p>

新	<p style="text-align: center;">13及び14 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第十条 令和九年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十 三条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」 とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号 中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令 で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條 の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として区規則で定め る者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らし て再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規 定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とある のは「</p> <p>ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定 める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の 二第一項第二号に掲げる者に相当する者として区規則で定め る者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照ら して再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項 に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條第一項に規定 する地域内に居住し、かつ、区長が同法第二十四條の二第一 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必</p>
旧	<p style="text-align: center;">13及び14 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第十条 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十 三条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」 とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号 中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令 で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條 の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として区規則で定め る者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らし て再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規 定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とある のは「</p> <p>ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定 める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の 二第一項第二号に掲げる者に相当する者として区規則で定め る者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照ら して再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項 に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條第一項に規定 する地域内に居住し、かつ、区長が同法第二十四條の二第一 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必</p> <p>二 雇用保険法第五十六條の三第一項第一号ロに該当する者に 係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当に ついて同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみ なされる日数に相当する日数</p>

<p style="text-align: center;">新</p>	<p>要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の中央区職員の退職手当に関する条例第十三条第八項第四号（同条第九項において準用する場合を含む。）及び同条第十二項の規定は、退職職員（退職した中央区職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお、従前の例による。</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	<p>要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）とする。</p>